

学校保健安全法改定の経緯と実証的研究  
～静岡産業大学磐田キャンパスにおける学校安全管理の現況と課題～  
和田雅史<sup>1)</sup>

Background of revision of the School Health and Safety Law and empirical  
study

～Current status and issues of school safety management at Shizuoka Sangyo  
University Iwata Campus～  
WADA Masafumi

**Abstract**

BACKGROUND: Empirical study of the background behind the addition of safety education and safety management established by the School Health and Safety Law, and how they are dealt with in actual school settings. What to do is considered to be significant in school health study.

METHODS: In this study, there are three items of safety management in school safety.

①response to school accidents ②response to natural disasters, especially natural disasters such as earthquakes and tsunamis ③response to infectious diseases countermeasures. Focusing on, it empirically studied how these contents are actually carried out at the Iwata Campus of Shizuoka Sangyo University, and summarized their evaluations and future issues.

RESULTS: ①At the Iwata Campus, there is a “Manual for Response to Accidents in the University” revised in 2018, and it can read the contents of “Life Priority” as a basic policy in the event of an accident. This manual accurately shows how to respond when an accident is discovered, how to report and request support, and the order of emergency systems according to the symptoms. ②The “Earthquake Disaster Prevention / Disaster Emergency Countermeasures Manual” installed on the Iwata Campus was revised in 2018 and is a detailed 53-page manual. The details of the manual are revised after the Tohoku earthquake, so it can be seen that the contents make use of the experience of the Tohoku earthquake. ③It was found that there is no manual for dealing with infectious diseases at Shizuoka Sangyo University.

CONCLUSIONS: Looking at the historical background of the revision of the School Health Law to the School Health and Safety Law, it can see that, as the name implies, the need for school safety is increasing. A few deficiencies when comparing the School Health and Safety Law, which aims to maintain and improve the health and safety of people in schools, and to fully demonstrate the results of learning, in comparison with the actual Iwata Campus of Shizuoka Sangyo University. Was also seen. It is expected that the new coronavirus infection will continue to spread in the future, and improvement is urgently needed.

**Keywords** : School accident measures, School disaster measures, infection disease measures

---

1) 静岡産業大学スポーツ科学部  
〒438-0043 静岡県磐田市大原1572-1

1) *Faculty of Sport Science, Shizuoka Sangyo University*  
1572-1 Owara, Iwata, Shizuoka, 438-0043, Japan.

## 1. はじめに

日本における教育の基本的理念を示すといわれる教育基本法の第1条では、教育の目的として「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家および社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定している。そして、この教育基本法を背景に教育の目的を実現するために学校における児童生徒および職員全ての健康の保持増進と安全を図る目的で1958年に学校保健法が制定された。学校保健法は、全六章21条から構成される学校保健を司る上での基本的理念をあらわしたものである。この学校保健法の第1条の目的では「学校における保健管理に関し必要な事項を定め、児童、生徒、学生および幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする」と記されており、約半世紀にわたって維持されてきたが、現在では2008年6月に公布され、2009年4月1日より施行された学校保健安全法に改定された。学校保健法が、学校保健安全法に改定された経緯にはいくつかの要因があるが、社会の現状に合わせた健康安全の考え方の変化に負うところが大きいといわれている。

学校保健安全法は全四章32条から構成されており、本法が学校保健と学校安全に関する法律であることを明確に唱っている。第1条の目的では、「学校における児童生徒等および職員の健康の保持増進を図るとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒などの安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする」と記されている。上述した学校保健法の目的と改定された学校保健安全法の目的では明確に“安全あるいは安全管理”という概念が記述されており、法律としての守備範囲が大きく異なっていることが読み取れる。それでは学校保健安全法で整備された安全教育と安全管理とはどのような背景をもって付け加わることになったのか、さらにはそれらが実

際の学校現場ではどのように対応されているのかを実証的に検討することは、学校保健学研究においては意義あるものと考えられる。

## 2. 研究目的と方法

学校保健法が1958年に制定され約半世紀を経過した後に2009年に学校保健安全法に改定された背景を明らかにしていく中で、学校保健とは別に学校安全という概念が付け加わってきた経緯を分析していくことにより、学校保健安全法の意義について検討することは学校保健研究上重要な視点と思考できる。さらには、ここでは基礎研究としての学校保健安全法が成立してきた歴史的背景を下に、学校安全という理論形成が、実際に学校現場において、どのように具体的に施行、対応されているのかの事実を実証的に研究し検討されることも重要なことと思われる。本研究においては、学校安全のうち安全管理として①学校事故への対応と実際 ②自然災害特に地震・津波などの自然災害への対応と実際 ③感染症対策への対応と実際、という三つの項目に焦点を絞って、それらの内容について静岡産業大学磐田キャンパスでは実際にどのように行われているのかを実証的に検討し、その評価と今後の課題についてまとめた。

## 3. 学校保健のねらいと学校安全の領域

### (1) 学校保健の意義と目標

学校保健とは、学校生活を構成している、児童・生徒・学生および、そこに勤務している教職員全ての健康と安全を図ることであり、特定の人々に提供されるものではなく、学校という集団生活の場に関係する全ての人々のものであるといわれる。2008年1月の中央教育審議会答申では、学校保健の使命として、「子どもは健康安全に守られるべき対象に止まらず、生涯にわたり、自らの健康をはぐくみ、安全確保の素養を育成することが求められる。」と述べられている。また、文部科学省は、学校保健を「学校保健とは、学校において、児童生徒等の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、自己

や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなど学校における保健管理と保健教育である。」と定義している。

これまで筆者は、学校保健の目標を次のように提示してきた。<sup>1)</sup>

①学校を取り巻く教育環境の整備

健康安全という観点から、児童、生徒、学生の発育発達保障および全ての教職員の健康の保持増進を図るとともに、最も効率的な学習環境を設定すること。

②健康に対する予防を含めた教育的効果

健康教育を通して、健康への理解と認識の育成を図り、現在と将来に起こりうる健康課題に積極的に取り組める知識と態度を習得すること。

③ヘルスプロモーションの理念形成

自己の健康に留意するだけでなく、他の人々の生命や健康に関心を持ち、社会の健康の保持増進に貢献できる知識と態度を育成すること。

学校保健は、「学校における保健」ということであり、家庭や地域で行われる保健活動や職場で実施される産業保健活動とは明確に差別化されるべきである。教育を受ける権利や学習権とともに、生存権や健康権などの基本的な人権を守りつつ、学校における固有の役割である発達保障を果たさなくてはならない。

(2) 学校保健活動における学校安全の領域

学校保健の目標を実現するための活動には、その活動に対応するためのいくつかの領域が存在する。一般に学校保健活動では、「保健教育」と「保健管理」に大別される。学校保健法から学校保健安全法へと改定されてからは、この領域構成に「安全」という内容が重要視されている。筆者は学校保健の領域構成について、学校安全領域を重視する立場から、次のように図式化した。

<sup>2)</sup>



図1. 学校保健活動の領域と構造

学校保健法でも従来環境管理に含まれていた災害時の安全管理が、学校保健安全法の改定により、より明確に位置づけられたことにより、安全教育と安全管理の二つの領域を包含して、あえて独立させるように位置づけている。

4. 学校保健法が学校保健安全法へと改正された背景

学校保健法が制定されてから約50年を経過し、学校保健法が学校保健安全法に改定された。これは2008年1月の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」を受けているといわれている。学校保健法については、事故等(事故、加害行為、災害)への学校の対応等の規定を加えるとともに、法律名を「学校保健安全法」に改め、本法が学校保健と学校安全に関わる法律であることを明確にしている。<sup>3)</sup> 中教審答申では、「多様化・深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本となることから、全ての教職員が共通の認識を持ち、校長のリーダーシップの下・・・」と述べられている。<sup>4)</sup> 歴史的には、第一次安倍内閣で組織された教育再生会

議により教育基本法の改正があり、それを受けて「学校教育法」、「学校保健法」そして「学校給食法」が改定された。

学校保健安全法に改定された概要として、学校保健関係として「保健指導の充実」、「地域の医療関係機関との連携」、「学校保健計画の策定と実施」、「保健室の役割」、「感染症の予防出席停止」、学校安全関係として「学校安全計画の策定および実施」、「学校環境の安全確保」、「危険等発生時対処要領の策定による確かな対応の確保」、「地域の関係機関との連携による学校安全体制の強化」を挙げることができる。内容についての詳細は省略するが、学校保健の内容では、子どもの健康課題の変化とヘルスプロモーションの概念の一般化、あるいはヘルスプロモートイニングスクール構想などの世界的流れの中での変更が意識されている。また学校安全については、これまで学校保健全般の中に位置づけられてきた学校安全が、近年の歴史的経緯の中で安全教育、安全管理の必要性の上で明確に位置づけられたものと思われる。

学校保健法が学校保健安全法に改定された経緯について、当時中央教育審議会委員でスポーツ・青少年分科会会長を務めていた衛藤によれば、WHOが1995年に提唱したGlobal School Health Initiativeによる学校が健康作りの拠点となるヘルスプロモーション・スクール構想が大きいと指摘している。<sup>5)</sup> 加えて筆者は学校の現状と法律の内容から大きな3つの理由があると分析している。①新たな健康課題の出現 ②事件事故、災害の増大 ③特別な支援を必要とする子ども達の増加というものである。

①新たな健康課題の出現では、学校保健法が制定された1958年当時の子どもの健康課題と近年の子どもの健康課題とではその内容も大きく異なっている。先述した中教審答申でも、子どものストレスによる心身不調などのメンタルヘルスの課題や、アレルギー疾患への対応、朝食の欠食、偏食、孤食といった食生活の課題の増加などを挙げているが、それ以外にもゲーム症やSNS依存症、いじめの増加、児童虐待、薬物乱用、感染症、体力・

運動能力の低下など学校保健法制定当時には見られなかった、あるいは少なかった新たな健康課題が出現してくることによって学校保健法では対応が難しくなってきたという現実的問題が大きい。

②事件事故、災害の増加では、学校内外での事件事故、自然災害、交通事故等への学校の適切な対応を求められた。事件事故の大きな契機になったことには、2001年に起こった大阪教育大学付属池田小学校の事件がある。犯人は授業中の教室に入り、包丁により児童8名が亡くなり、教職員と児童15名が重軽傷を負った。それまでは学校は、安全安心な場所として地域コミュニティにおける中心の場所と位置づけられてきた。正門はいつも開放され、誰でも自由に入ることができたが、この事件をきっかけに正門は登下校時間以外には常に閉められ、来校者は厳格なチェックを受けることになった。さらには最近の事件として2019年には川崎市の私立小学校において、駅前スクールバスを待っていた児童の列に包丁を持った犯人が斬りかかり、児童1名保護者1名が死傷し、数名の重軽傷が出ている。

自然災害においては1995年に起こった阪神淡路大震災（犠牲者6434人）が大きいといわれる。震災が起こった時間は早朝であり、学校の管理下ではなかったが、このような大震災が学校管理下において起こった場合の対応がこの震災によって改めて問われることになった。学校保健安全法が施行された以降に起こった2011年の東日本大震災では学校間による対応の相違によって被害の状況が大きく異なってしまったことは、現在でも学校保健の課題として検証が進められている。さらには2016年の熊本地震を経験したことにより、以前には想定できないような未曾有の自然災害に対応する学校安全への新たな考えを示さなくてはならないことになったものと思われる。

③特別な支援を必要とする子ども達の増加では、近年の特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒の数は、増加傾向にあるといわれている。文部科学省の統計調査では、特

にその中でも発達障害児と知的障害児の数が増加しているという特徴が見られる。さらにインクルーシブ教育が促進されることにより、「合理的配慮の下」本人や保護者が望むならば誰しも普通学校や普通学級での学校生活が自然の形になってきている中で、発達障害を持つ子ども達に対する新たな学校保健の取組が必要になってきている。自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害やアスペルガー症候群等の広汎性発達障害と判断される子ども達の在籍者数は、この10年で約4倍以上に増えている。このような特別な支援を必要とする子ども達が増加してきたこと、しかもそれらの子ども達の通級指導があたりまえのことになってくることにより、従来の学校保健法の内容では十分に対応できない状況が生まれてきたと考えられる。

5. 静岡産業大学磐田キャンパスでの学校安全の現況

学校保健安全法第二十九条「危険等発生時対処要領の作成等」では、「学校においては児童生徒などの安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員が取るべき措置の具体的内容および手順を定めた対処要領を作成するもの

とする」と記述されている。すなわち学校防災のマニュアルを作成するように決められている。さらに2項では、「・・・対処要領の職員への周知、訓練の実施・・・」が明示され、3項では、「・・・危害が生じた場合において、(略)心身の健康の回復させるため、これらのものに対する必要な支援を行うものとする」とし、急性ストレス障害(ASD)と心的外傷後ストレス障害(PTSD)などの心のケアについて述べられている。

さらに、このマニュアルでは個別の危機管理として、1. 事故等発生時の対応 2. 様々な事故への対応 3. 不審者侵入への対応 4. 登下校時の緊急事態への対応 5. 交通事故への対応 6. 気象災害への対応 7. 地震・津波への対応 8. 新たな危機事象への対応 9. 幼稚園などにおける留意点 10. 特別支援学校等における留意点 11. 寄宿舎における留意点を挙げています。<sup>6)</sup>

①学校事故への対応と実際

下記の図2は文部科学省が初等中等学校を対象に提示した学校内で起こった事件事故の際の緊急時対応の体制をあらわしたものである。<sup>7)</sup> 個別名称を読み替えば大学で起こった事件事故にも対応できるものと思われる。

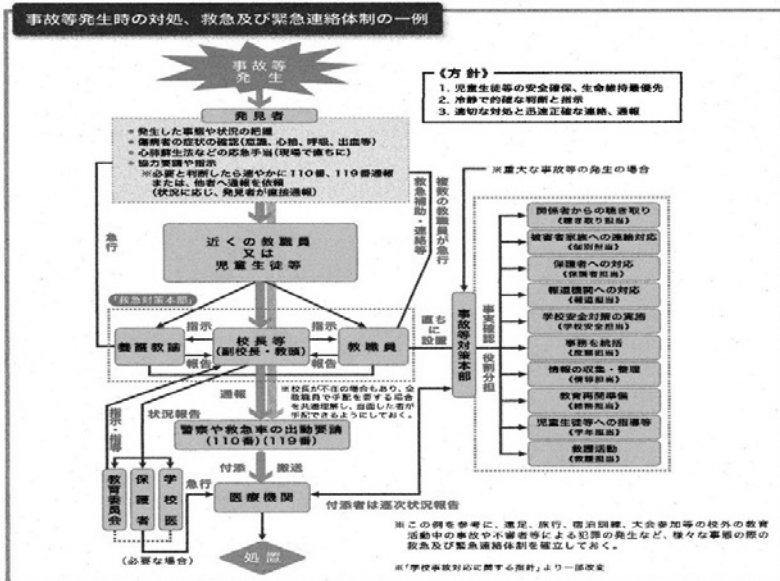


図2. 事故発生時の対応の基本 (文部科学省-「学校事故対応に関する指針」)

それでは磐田キャンパスでの事故に対する危機管理マニュアルはどのようなになっているのか。磐田キャンパスでは、2018年に改訂された「大学内における事故発生時の対応マニュアル」があり、事故時の基本方針として“生命優先”の内容が読み取れる。このマニュアルでは、事故を発見した場合の対応、通報

と応援要請の方法、症状に応じた救急体制の順序などが的確に示されている。このマニュアルは、先に示した文部科学省発行の「安全教育参考資料『生きる力』を育む学校での安全教育(2001年)」に準拠して作られているようで、これを大学組織に対応させて作られたものと解釈できる。



図3. 磐田キャンパス「事故発生時の対応マニュアル」

②地震・津波など自然災害への対応と実際

向こう30年以内に80%の確率で発生が想定される東南海トラフ地震では、東日本大震災以上の大規模地震が想定されている。磐田キャンパスで大地震発生時に対する安全対策、そしてその後起こりうる津波に対する安全対策が実際にどのようにマニュアル化されているのかを検証してみた。

磐田キャンパスに設置されている「地震防災・災害応急対策マニュアル」は平成30年に改訂されたもので、全53ページにわたる詳細なものである。このマニュアルでは、①

人命保護を第1とする ②学生を安全かつ迅速に保護者に引き渡す ③安否確認を確実に行う ④十分な備蓄品を確保し、管理を徹底する ⑤学生・保護者・教職員全てが高い防災意識を持つ ⑥学生のボランティア意識を啓発する ⑦周辺地域の自治会と連携する ⑧原子力災害にも対応する ⑨水害(河川の氾濫)という項目を挙げている。詳細を読むと、東北の震災以降に改訂されたものという事で、東北の震災を教訓化した内容になっていることが随所に読み取れる。

※災害時に大学以外の場所にいる学生は、地震の揺れがおさまる安全な場所に避難した後に、下の連絡先(大学)へ必ず安否を確認してください。  
 (\*夜間及び休日の場合は、5コールの後留守番電話に切りかわります。学籍番号、氏名、連絡のとれる携帯電話の番号と安否情報を登録して下さい。)

TEL.0538-37-3852.  
 ※停電時:0538-37-0910  
 E-mail:k-gakusei@ssu.ac.jp

※災害時に大学以外の場所にいる学生は、地震の揺れがおさまる安全な場所に避難した後に、下の連絡先(大学)へ必ず安否を確認してください。  
 (\*夜間及び休日の場合は、5コールの後留守番電話に切りかわります。学籍番号、氏名、連絡のとれる携帯電話の番号と安否情報を登録して下さい。)

TEL.0538-37-3852.  
 ※停電時:0538-37-0910  
 E-mail:k-gakusei@ssu.ac.jp

**緊急地震速報**

**東海地震注意報が出たら**

- 学内外での講義、課外活動は直ちに中止し、速やかに帰宅する。
- 注意報が発令された日から「災害発生」の恐れがないと発表されるまでの間、休講とする。

※授業再開などの連絡は、ホームページなどでお知らせします。

**東海地震警戒宣言が発令されたら**

- 速やかに安全な場所に避難する。
- 帰宅困難の場合は大学で待機する。

※警戒宣言とは、3日以内または数時間以内に大地震が発生するとの警告です。

**警戒宣言発令後の交通機関**

【路線バス】  
 付近の安全な場所まで走行し、そこで運転中止

【鉄道】  
 最寄り駅までの安全な場所まで走行し、そこで運転中止

【道路】  
 緊急輸送路確保のため、交通規制がされる

地震発生後の行動マニュアル(学生・教職員)

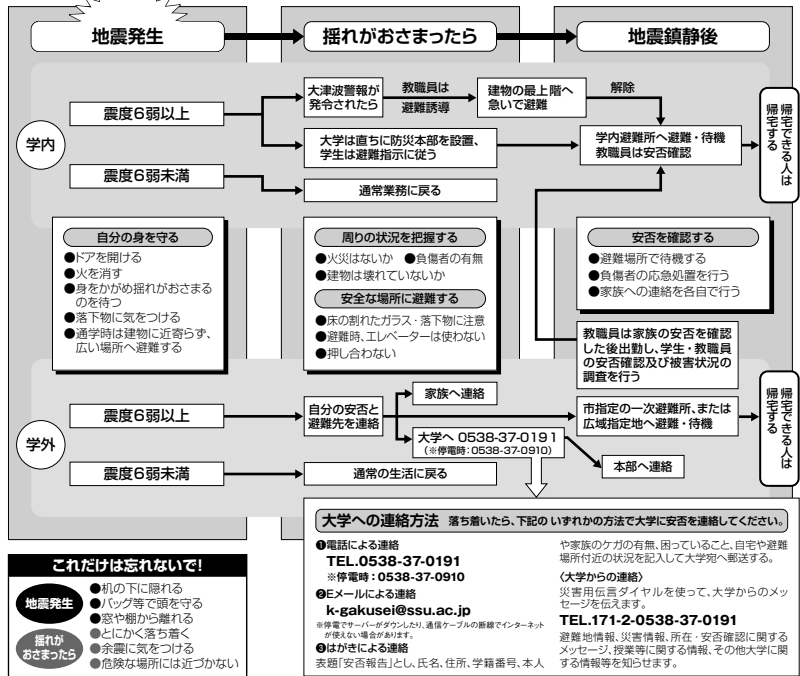


図4. 磐田キャンパス「地震防災・災害応急対策マニュアル」

### ③感染症対策への対応と実際

学校保健安全法施行規則第18条では、学校における感染症について第一種から第三種までを指定している。これらの感染症に罹患したと診断された場合には、大学としては感染者個人に対する対応と、集団感染予防のために学生および教職員全員を対象とした対応のための対策を立てておかななくてはならない。しかしながら静岡産業大学には感染症に対する対応マニュアルといったものが存在しないことが今回判明した。現在感染が進行している Covid-19 (新型コロナウイルス感染症) では、感染が拡大し始めた昨年2月に両キャンパス保健センターで検討し学務課長と協議の上、メールや大学 HP を使って注意喚起を促した。その後はリスク管理委員会が立ち上がり、主として委員会で新型コロナウイルスへの感染対策が行われているという経緯がある。

この5年間(2021年4月末日までの集計)で、磐田キャンパスで確認している学校感染症は、インフルエンザ59件、新型コロナウイルス2件、流行性胃腸炎2件、流行性結膜炎1件などとなっており、件数としてはさほど多くはないのは、データを集約される場所が明確にはなっておらず、保健センターだけでなく、教務課あるいはスポーツ振興部など対応がまちまちになっており、組織としての連携が見られない点は課題であると考えられる。

## 6. 考察

①磐田キャンパスでは、スポーツ実技の授業やスポーツ部活動が他の大学キャンパスに比べ格段に多く実施されている。その意味からも事故などの発生率も高いと思われる。軽傷の場合であればその措置も現場対応や保健センター対応で問題はないが、生命への危険が想定されるケガや後遺症が想定される重大なケガの場合には、その措置の如何によって大学側の管理責任、教員や指導者の指導責任が問われるケースはこれまでも枚挙に遑がない。学校事故対策の観点からも、事故が起こった場合のマニュアルの徹底化、各指導者レベ

ルでの事後措置の対応などを周知徹底されるべきものとする。特にテクニカルな意味で、高度な水準を求めれば求めるほど事故に対するリスクは高まることになるので、よりその対策は強化されなくてはならない。授業や部活動は、学校管理下における活動であることから、大学の活動に伴って起こった事故に対応するマニュアル作りを個別の現場対応に任せることなく大学組織全体として取り組んでおく必要があると考えられる。

学校事故における危機管理対策として、時系列的には4段階に分類される。事故を未然に防ぐ防止対策、事故の発生に備える準備、事故が起きた際の対応、事後の回復である。<sup>8)</sup>そしてこの中でも特に重要視されているのが、事故を未然に防止する対策である。授業や部活動時の内容や特性に応じての安全点検、危険危機の予測、そして危機の回避が重要である。また、事故が発生した場合には、危機管理マニュアルに沿って迅速かつ適切に対応が求められる。救急救命措置、被害の拡大の防止をはかり、学生や教職員の安全を確保する。その際に事故の詳細な記録は事故対応に役立つ。事故が収拾した後は、保護者および関係者への事故の連絡と説明を速やかに行い、事件事故の再発防止対策を考える。必要があれば、第三者委員会を設置し、事故の検討を図ることが必要であろう。

また、個別の部活動にあっては、運動形態が様々であるところから、それぞれの部に応じた事故防止対策の確認と、事故が起こった際の緊急対応マニュアルといったものを各指導者と学生との間で日頃から確認し合うことも重要かと思われる。

②自然災害に対する対応では、学校保健安全法に基づいた文部科学省の指導という関連から、かなり詳細な「地震防災・災害応急対策マニュアル」が作られていた。特に東北の震災以降には、全国の学校にマニュアルの点検、改正を急がせてきたという経緯がある。

2011年の東日本大震災時には、マグニチュード9.0の巨大地震後に太平洋沿岸に津波を観測している。地震後、津波は30分後に岩手県、宮城県、福島県に第1波が到達し



ている。津波の高さは、津波観測点での最高値は福島県相馬市で9.3Mであったが、津波の痕跡を気象庁が推定したものでは、岩手県大船渡市で16.7Mであったことが分かっている。また宮城県では、津波の浸水距離は最大で内陸に約6kmを記録している。これらの記録から、仮に静岡県遠州灘沖を震源地に東日本大震災級の地震が発生し、同様の津波が起こった場合には、海岸線から磐田キャンパスまでの直線距離は約4kmであり、確実に磐田キャンパスは浸水し、大きな被害を生ずることが予想される。さらに平均的な建築物の高さが各階で3Mとすると3階部分までは

浸水する可能性は大きいと考えられる。地震による建物へのダメージ損壊がないと考えても、4階以上に避難する必要がある。さらにもし地震による建物に対するダメージがあった場合には、どこへ避難するべきかを明確にしておく必要がある。マニュアルでは、避難経路の方法については示されているが、災害のレベルによって、あるいは学校施設に大きな損壊があった場合などの多様なケースについての避難経路の指示までは示されていない。このようなケースも考慮しておく必要があると思われる。



図5. 磐田キャンパスと海岸線までの直線距離 (google map を引用)

また、全く予想されていない案件としては、中部電力浜岡原子力発電所に損害があった場合の対処である。磐田キャンパスから原子力発電所までの距離は約30kmの距離にある。福島原発での帰宅困難地域は20～30kmと指定され、現在でも放射線量が多いことが分かっている。浜岡原発は、東海地震の震源地、あるいは真下に活断層があるという調査結果から、現在は全ての原子炉が止まっているものの、その影響は予想が付かない。対策マニュアルには想定しておくべき項目として掲げておく必要があると考える。

大学施設における避難が長期にわたる場合には、様々な生活面での環境整備が必要になってくる。特に寝食に関係する局面では直接的に生命に関わる場合も多いと考えられる。具体例を挙げれば、学生、教職員そして外部から地域住民が避難してきたときに提供される非常食には、アレルギー疾患を持つ者も予想されるが、アレルギー疾患を持つ者への非常食についての備えはリストには入っていない。これらの準備も必需品として検討しておく必要がある。

東北震災時の経験では、大学が地域住民の避難場所として近隣の住民が押し寄せたという。公的な意味で地域の避難場所に指定されているかどうかとは関係なく、安全安心な場所として避難されてきたようである。もし、同様な現象が起こった場合の防災備品の蓄えが十分かどうかの想定も必要があると考えられる。社会的にはそこでの選別は許されないからである。

③感染症対策では、前述したように大学全体の感染症対策マニュアルというものが存在しないという問題が指摘できる。もともと第1種から第3種の学校感染症の指定がある以上は、それらの感染症に対するマニュアルがあることが基本である。その主体は、総務課なのか、衛生委員会になるのか、いずれにせよ保健センターにも協力を仰ぎ早急に感染症に対するマニュアル作りを進めるべきであろう。

学生や教職員に感染症が発症した場合に、

どのようなルートでその情報を集約し、いかに速やかに感染症予防対策を取れるかによって、感染症の拡大を押さえることができるということをよく認識しておかなくてはならない。学校における感染症対策は、主としていかに予防するかという事前の対策と、感染症が起きた場合のまん延をいかに食い止めていくかの事後対策に分けられる。学校においては、予防対策を徹底させておく必要があると同時に感染者が出た場合の速やかなる対応を行う危機管理マニュアル作りが重要である。

感染症には潜伏期間がある。その潜伏期間には普通症状が現れないことから、自覚的にも他覚的にも感染していることが分からない。発熱や痛み、咳などの症状の発症によって初めて感染が確認されることが多い。しかし感染症ではしばしばそのときにはすでに周囲の学生、教職員に感染が広がっている場合が多く、クラスター(集団感染)が起こりやすい。それ故学校での感染症は、完全に予防することはできないともいえるが、感染が確認されてからの対策によって、それ以降の感染阻止には大きな影響がある。その意味からも感染症が起こった場合の対応手順を明確にしておく必要がある。学校保健安全法では、学校で感染症が起こった場合の対策として、保健所への報告、該当する患者への出席停止、場合によっては学校の臨時休校、文部科学省への委任事項を定めており、学校保健安全法施行規則では、さらに感染症予防についての内容を定めている。<sup>9)</sup> これらの基本的事項に加え、マニュアルには留学生に対する対策を加えてほしい。今般の新型コロナウイルスにおける状況を見ても、海外からの留学生の受け入れや日本からの帰国に対して、国をまたいで往来には非常に困難極める事態が生じている。柔軟であると同時に、日本人学生と格差が生じないように対応が望まれる。

一般的にも感染症においては感染した本人やその関係者に対する差別や偏見が起きやすい。これは日本特有のことかどうかは明確ではないが、マニュアルには感染者が差別、偏見の対象にならないよう十分な教育的配慮が必要である。

## 7. おわりに

学校保健法が学校保健安全法へと改訂された歴史的経緯を見ていくと、その名の通り、学校安全管理の必要性が大きくなっているということが分かる。この国の社会のあり方に合わせて必要とされてきたという現状を考えると予防改善の余地は大きい。

学校という場にいる人々の健康と安全を保持増進させ、学習の成果が十分発揮されることを目的としている学校保健安全法を、静岡産業大学磐田キャンパスの実際に照らし合わせてみた時に、いくつかの課題も見られた。新型コロナウイルス感染症の感染拡大も予想される中、急いで改善が図られることを期待したい。

最後に、本論文を推敲するに当たり、資料をご提供いただき、ご協力いただいた甲斐康文様、石川貴代様には心より感謝申し上げます。

## 引用文献

1. 和田雅史、現代学校保健学、p.2、共栄出版、2014年10月
2. 和田雅史、『学校保健における領域と構造に関する研究』、聖学院大学論叢第30巻第1号、p10、2017年10月
3. 林晋「学校保健法等の一部を改正する法律案」、参議院、2008年4月18日、
4. 中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校安全としての取組を進めるための方策について(答申)」、2008年1月
5. 衛藤隆、岡田加奈子編、学校保健マニュアル、p1、南山堂、2012年3月
6. 文部科学省、学校防災マニュアル作成の手引き、2012年3月
7. 文部科学省、学校危機管理マニュアル作成の手引き、p18、2018年2月
8. 衛藤隆、岡田加奈子編、学校保健マニュアル、南山堂、p74、2012年3月
9. 同上、p30~31

